

議会運営委員会記録

○開催日時

令和2年3月6日 午後3時52分～午後4時13分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	福元光一	委員	川添公貴
副委員長	成川幸太郎	委員	中島由美子
委員	上野一誠	委員	帯田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	永山伸一		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 福田俊一郎

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 今塩屋裕一

○その他の議員

議員 井上勝博

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	議会事務局長	田上正洋
総務課長	古里洋一郎	議事調査課長	堀ノ内孝
文書法制室長	川畑央		

○事務局職員

事務局長	田上正洋	議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	堀ノ内孝	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	久米道秋	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	久保淳一		

○審査事件等

- 1 陳情の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される陳情の審議方法等について
-

△開 会

○委員長（福元光一）これより、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（福田俊一郎）2点ほど御報告をさせていただきたいんですけども、まず1点は協議会の議題にしていただきました議員倫理条例の改正につきましては、各党派御意見をいただいたところでありますけれども、この6月に大企業に対して改正労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法が施行をされますので、施行後の社会状況等を考察の上、改めてどのように取り扱っていくかを検討していただきたいと思っております。

また、3日に委員長連絡会を開催いたしました。新型コロナウイルス対策として、委員会の開催時間の短縮に努めることといたしました。つきましては、3点ほど大まかに申し上げますけれども、一つは、当局に対し、議案説明について、簡潔な説明を求めることとし、特に当初予算については大幅な短縮を求め、質疑に重点を置くこととする。

2点目、所管事務調査については、資料配付のみにとどめ、当局の説明は不要とし、委員からの質問も行わないこととする。

3点目、委員外議員の質疑、質問は一切認めないこととする。

このたび、委員会のネット中継を機に、例年各部、課ごとに休憩をとって行われていました退職者の挨拶についても省略を今回することといたしまして、かわりに退職者一覧を配付してもらうことにいたしました。

こういうふうに委員長連絡会のほうで意識を共有し、決めさせていただいたところでございます。御理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

△陳情の取扱いについて

○委員長（福元光一）それでは、陳情の取扱いについてを議題とします。

まず、提出のあった陳情について、事務局に説

明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）資料1を御覧ください。陳情が2件提出されております。

まず1番目は、バス停増設に関する陳情で、提出者は、本市里町里にお住まいの園田利子氏であります。

なお、陳情の同意者として90名の住民の皆様の名も提出されております。

1枚あけていただきまして、陳情書の写しを添付してあります。

陳情項目であります。中ほどより少し下のほうに記載しておりますが、一つ目が、村東、村西地域に市内のバスの停留所をできれば数か所設けてほしい。最低でも1か所は必ず設けてほしいということ。二つ目が、里地域からの始発バスも設定してほしいという2項目となっております。

なお、バス停の設置等の交通政策につきましては、商工観光部の所管となっております。

資料1にお戻りください。

次に、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書で、提出者は、本市若葉町の川内たばこ販売協同組合理事長、茶圓則一氏であります。

陳情書写し②の3ページ目をお開きください。記以下に陳情項目が記入してございますが、一つ目、地方たばこ税の一部を活用し、公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めること。二つ目、地方たばこ税の一部を活用し、飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当すること。三つ目、地方たばこ税の一部を活用し、喫煙マナーの向上に関する普及啓発など、分煙環境整備の推進を目的とした事業に充当すること。四つ目、国に対し、薩摩川内市議会として、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を要望することといった4項目となっております。

なお、分煙環境整備等につきましては、市民福祉部の所管となっております。

○委員長（福元光一）ただいま、説明がございましたが、それぞれ取扱いを審査していきます。

まず、バス停増設に関する陳情についてですが、バス停の設置に関する所管は、産業建設委員会のようです。

これを踏まえて、付託の可否、付託先について、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑、意見はないようですので、委員会に付託することで整理したいと思いますが、付託先について、意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 意見はないようですので、それでは、本陳情は、委員会付託とすることとし、付託先は産業建設委員会とすることで、御了承願います。

次に、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書についてですが、分煙等に関する所管は、生活福祉委員会です。

これを踏まえて、付託の可否、付託先について、質疑・意見はありませんか。

○委員（永山伸一） 結局、たばこ税が目的税であれば、そういう喫煙所の整備に使えらると思うんですけど、一般会計にぼんと入れてあるわけで、そこら辺のたばこ税と歳入を分けて、歳出にこういった目的税にするというのは。だから今、4番目にあるこの陳情は分かるんですけども。地方たばこ税を、分煙環境整備に活用できる制度の整備を要望していく、ここは分かるんですけども、喫煙場所の増設、維持を積極的に進めることを陳情、あとこの3点です。ここら辺の陳情を受けることができるのかなというのをちょっと疑問に思うんですが、そこら辺は、事務局としてはどういうふうに捉えて、受理されたのかな。

○事務局長（田上正洋） 地方たばこ税につきましては、今、永山委員からありましたように、目的税ではなくて、普通税ですので、一般財源ではあるんですが、陳情者の要望としては、その財源をうまく使って、こういった分煙環境整備をしていただきたいと、そっちのほうの主眼でしたので、目的税とか何とかという、そういう陳情じゃなかったんで、このまま受理をした次第でございます。

○委員（永山伸一） わかりました。であれば、やはりたばこ税という形で、税収という形で判断を重きに置いたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。このたばこ税の関係の喫煙関係は、確かに生活福祉委員会なんでしょうけれども、たばこ税の活用に関する部分ということであれば、税収は総務文教委員会ですので、そこら辺の判断は、皆さんはどうでしょうか。私は、生活福祉委

員会ということじゃなくて、この陳情内容からすると、総務文教委員会のほうで議論がしやすいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○委員（川添公貴） 受けた要件はわかるんです。目的税じゃないということはわかっているんで、要は、歳入に対して、歳入全般の中でこの部分に光を当てて、歳入の中から、財源はここにあるよねということで、こういう健康増進策を打ってほしいということで理解すれば、歳入という点にすると、総務文教委員会でもいいんじゃないですか。構わないと思います。というのは、その歳入をどう使うのかという論点で持っていけば、例えば普通税ですから、目的税ではないんで、そういう考え方でいけば総務文教委員会でもいいし、健康増進という形から持っていくと。でも、この陳情の趣旨が飲食店も含むとか、いろんな多岐にわたった使途を要望しているんで、要望先を全部分割したときは、今度は産業建設委員会とか、総務文教委員会とかとなってしまうんで、じゃもう一括で総務文教委員会でも受けてもいいんじゃないですか。いいと思います。

○議事調査課長（堀ノ内 孝） 事務局の考えとしましては、分煙環境の整備ということで考えておまして、その理由の一つとしましては、たばこ税の一部活用等になっておるんですけれども、喫煙マナー向上に関する飲食店への屋内喫煙室等の設置などの助成についても、商工振興というような観点からではなくて、分煙環境整備に対する損失補填といいますか、助成という関係で、国のほうでも厚生労働省のほうで取り組んでおるということもありまして、この案件については、生活福祉委員会のほうがいいのではないかなと考えております。

○委員（上野一誠） そういうことなので、生活福祉委員会のほうがいいと思います。

○委員（中島由美子） 今、分煙環境を整えるということは、私も言ってきたから、これはすごくいいと思っているんですけど、たばこ税がどうも気になってしょうがないんですけど、それをうちで審査しようということであれば、どこかでしないといけないんですよ。たばこ税を抜きにして、この分煙環境整備に関するということで話し合いをしていいんですね。それであれば、生活福祉委員会でいきますが。

○委員長（福元光一）意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情は委員会付託することとし、付託先は生活福祉委員会とすることで御了承願います。

以上で、陳情の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局入室]

△今期定例会に付議される陳情の審議方法等について

○委員長（福元光一）次に、今期定例会に付議される陳情の審議方法等についてを議題とします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

まず、委員会の行政視察報告が1件、議会運営委員会から3月9日の本会議において御報告いただく予定であります。

次に、受理した陳情が2件、先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第1号については、3月16日及び17日の産業建設委員会に、陳情第2号については、3月11日及び13日の生活福祉委員会にそれぞれ付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案等ですが、最終日に報告が1件、人事案件25件、予算関係議案1件がそれぞれ予定されているようです。

○委員長（福元光一）ただいま、説明がありました。質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される陳情の審議方法等については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される陳情の審議方法等についての審査を終わります。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後4時 8分休憩

~~~~~

午後4時13分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

△閉 会

○委員長（福元光一）ここで、本会議に戻します。

以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 福元 光一